議案第９３号　小松島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

租税特別措置法の一部が改正され、延滞金に係る文言が改められたことから、同法を引用する条項につき所要の改正を行うもの。

小松島市後期高齢者医療に関する条例(平成20年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
附　則 (延滞金の割合の特例) 2　当分の間，第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は，同項の規定にかかわらず，各年の特例基準割合(当該年の前年に　　租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合　　に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては，年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に　　年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に　　年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合)とする。	附　則 (延滞金の割合の特例) 2　当分の間，第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は，同項の規定にかかわらず，各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合　(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年　　中においては，年14.6パーセントの割合にあってはその年　　における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合)とする。	改正 改正 削る 改正 改正 改正